

令和 4 年度 指名停止等措置業者一覧表

更新日：令和5年6月1日

No.	商号又は名称	所在地	指名停止等の理由	措置要件	指名停止期間	備考
1	西日本電信電話株式会社	大阪府大阪市都島区東野田町 4-15-82	広島県教育委員会及び広島市発注の各特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会から令和4年10月6日付けで排除措置命令を受けたため。	別表第2 措置要件5 イ 独占禁止法違反行為	令和4年12月2日～ 令和5年3月1日 3月	解除
2	中外テクノス株式会社	広島県広島市西区横川新町 9-12	広島市発注の特定コンピュータ機器の一般競争入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことにより、公正取引委員会から令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	別表第2 措置要件5 イ 独占禁止法違反行為	令和4年12月2日～ 令和5年6月1日 6月	解除